

第 2 2 号議案

亀岡市大井生涯学習センター条例の 一部を改正する条例の制定について

亀岡市大井生涯学習センター条例（平成 1 7 年亀岡市条例第 2 6 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 1 1 月 2 5 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市大井生涯学習センター条例の 一部を改正する条例

亀岡市大井生涯学習センター条例（平成 1 7 年亀岡市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 2 号中「き損」を「毀損」に改める。

第 6 条中「一に」を「いずれかに」に、「使用許可」を「、使用許可」に改める。

第 7 条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第 1 0 条中「に 1 0 0 分の 1 0 5 を乗じたもの」を削り、同条ただし書を削る。

第 1 4 条第 2 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 1 8 条中「一切」を「、一切」に改める。

別表第 1 中

「

午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
9時～ 12時	1時～ 5時	6時～ 10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
円 4,500	円 6,000	円 7,000	円 9,000	円 11,000	円 15,000
800	1,000	1,200	1,600	1,900	2,700

」

を

「

午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
円 4,860	円 6,480	円 7,560	円 9,720	円 11,880	円 16,200
860	1,080	1,290	1,720	2,050	2,910

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市大井生涯学習センター条例の規定は、平成26年4月1日以後に許可を受けた使用料から適用し、同日前に許可を受けた使用料については、なお従前の例による。

亀岡市大井生涯学習センター条例の
一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市大井生涯学習センターの使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行すること。ただし、この条例の施行前に許可を受けた使用料については、なお従前の例によること。